

○飯塚市建設工事請負指名運用基準

平成18年3月26日

飯塚市告示第8号

改正 H19-30、H20-23、H21-100、H21-285、H22-242、H23-79、H24-90、
H26-102、H28-102、H29-87、H30-106、R2-92、R3-200、R6-60

(目的)

第1条 この告示は、指名基準のより一層の具体化・明確化を図り、指名における透明性、公平性及び競争性を確保することを目的とする。

(業者の選考)

第2条 業者の選考の順位は、原則として、次のとおりとする。

第1順位 第1希望工種の市内業者

第2順位 第2希望工種の市内業者

第3順位 準市内業者(市外業者で市内に建設業の許可を得て、1年以上の営業実績のある営業所等を有し、その営業所等に入札・契約の締結等の委任行為を行っている業者をいう。)

第4順位 市外業者

2 土木一式・建築一式工事の選考については、次のとおりとする。

(1) 土木一式工事のうち「S」、「I」、「II」、「III」等級工事及び建築一式工事のうち「S」、「I」、「II」等級工事については、等級内業者の中から飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準(平成18年飯塚市告示第7号。以下「指名基準」という。)第3条第1項に定める事項を勘案し適合するものすべて指名する。ただし、指名基準第2条で定める業者数に不足する場合で、「S」等級工事のときは「I」等級の指名回数の少ない上位から、「I」等級工事のときは特定建設業の許可のある「II」等級の指名回数の少ない上位から、土木一式工事のうち「II」等級、「III」等級工事及び建築一式工事のうち「II」等級工事のときは直近上位等級の指名回数の少ない下位から同条で定める業者数を満たすまで順に選考し指名を行う。

(2) 土木一式工事のうち「IV」等級工事及び建築一式工事のうち「III」等級工事については、指名基準の範囲内で10者とする。ただし、土木一式工事のうち「IV」工事等級及び建築一式工事のうち「III」等級工事で指名基準10者に不足する場合は、直近上位等級の指名回数の少ない下位から10者まで順に選考し指名する。

(3) 前2号の場合において、なお同条で定める業者数に不足する場合は、該当する等級の総合点数を持つ第2希望業者の指名回数の少ない上位から10者まで順

に選考し指名する。ただし、第2希望業者を含めて選考しても同条で定める業者数に不足するときは、この限りでない。

(H19-30、H20-23、H21-100、H21-285、H23-79、H24-90、H28-102一改)

3 専門工事の選考については、次のとおりとする。

- (1) 格付けされている専門工事については、等級内業者のうち指名基準第3条第1項及び第3項に定める事項を勘案し、適合するものすべて指名する。ただし、「A」等級工事で指名基準第2条で定める業者数に不足する場合は、「B」等級の指名回数の少ない上位から同条で定める業者数を満たすまで選考し、「B」等級工事で同条で定める業者数に不足する場合は、「A」等級の指名回数の少ない下位から同条で定める業者数を満たすまで順次指名を行う。
- (2) 前号の場合において、なお指名基準第2条で定める業者数に不足する場合は、該当する等級の総合点数を持つ第2希望業者の指名回数の少ない上位から同条で定める業者数を満たすまで順次指名を行う。
- (3) 第1号の工種以外については、指名基準第3条第1項及び第3項に定める事項を勘案し第1希望業者のみを全て指名する。この場合において、第1希望業者が落除き、手持ち等により1者(指名基準第2条第3項に定める事項を勘案し指名する場合にあっては、2者以下)となったときは、第2希望業者の指名回数の少ない総合点数の上位業者から指名基準第2条で定める業者数を満たすまで選考し、競争の確保を図るものとする。ただし、第2希望業者を含めて選考しても同条で定める業者数に不足するときは、この限りでない。
- (4) 第1希望業者が落除き、手持ち等により1者未滿となったときは、第2希望業者で適合する者を全て指名する。
- (5) 前各号の場合において、市内の第2希望業者を含めて選考しても1者以下となるときは、準市内業者、市外業者の順に同条で定める業者数を満たすまで選考し、競争の確保を図るものとする。

(H19-30、H24-90、H28-102、H30-106、R3-200、R6-60一改)

(その他の調整)

第3条 手持ち工事の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 手持ち工事がある業者については、原則として選考の対象としない(選考の対象とするのは、配付日の前の週の金曜日までにしゅん工検査したものとする。)
- (2) 草刈・伐採業務委託で、50万円を超えるもの(設計金額)については、草刈・伐採業務委託の選考において手持ち扱いとするが、手持ち工事としては取り扱

わない。

(3) 建築一式工事に係る分離分割発注を行うに当たり、1,000万円(設計金額)未満の電気、管(水道、空調)工事等の発注において、本体建築工事の工期と同一としなければならないことにより工期が著しく長期にわたり、手持ち工事認定期間として不適當であるときは標準的な工期に30日を加算した期間を超える工期については手持ち工事扱いとしないものとする。

2 指名回数の調整については、手持ち工事がある場合に指名順位が来たときは1回の指名とみなし、以後の選考を行うものとする。

3 役員が重複している等、関連会社と認められる場合には、いずれかのうち1者を除き指名しないことができる。

(H20-23、H23-79、H26-102、H29-87、H30-106一改)

(新規業者の取扱い)

第4条 土木一式、建築一式工事以外の新規業者については、130万円以下(設計金額)の工事又は修繕を2回程度完工し、工事実績確認表により意見を聴取し、問題がなければ130万円超(設計金額)1,000万円未満(設計金額)の工事に指名する。なお、当該年度内に130万円以下(設計金額)の工事又は修繕を2回程度完工できなかった場合でも、翌年度からは130万円を超える(設計金額)工事に指名するものとする。

(H20-23、H22-242全改、H29-87、H30-106一改)

(準市内業者の取扱い)

第5条 準市内業者の舗装工事希望業者については、第2条第3項第2号の規定にかかわらず市内業者の指名回数の2分の1を限度として指名することができる。ただし、新規業者については、この限りでない。

(H28-102一改)

(市外業者の取扱い)

第6条 市外業者については、市内業者で技術的に対応できない工事、市内業者で業者数を確保できない工事において選考の対象とする。業者の選考については、原則として次のとおりとする。

(1) 市内業者で技術的に対応できない工事

設計金額相当以上の実績のある業者を指名回数を考慮して客観点数上位から選考する。また、原則として業者数については、指名基準の範囲内で、設計金額1,000万円以上(税込み)の場合は11者、設計金額1,000万円未満(税込み)の場合は8者とする。

(2) 市内業者で業者数を確保できない工事

客観点数が市内の下位業者以上の点数の業者で、設計金額相当以上の実績のある業者を指名回数を考慮して客観点数上位から選考する。

(H28-102一改)

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日 告示第30号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日 告示第23号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月14日 告示第100号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市建設工事請負指名運用基準の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年10月1日 告示第242号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日 告示第79号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月26日 告示第90号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日 告示第102号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日 告示第102号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日 告示第87号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月2日 告示第106号)

この告示は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月31日 告示第92号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月11日 告示第200号)

この告示は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月25日 告示第62号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。